（参考）個人識別符号の概要 　個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「２－２（個人識別符号）」参照）。 ⑴　［略］ ⑵　対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号 ・　旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号等の公的機関が割り振る番号等（政令第１条第２号から第10号まで及び規則第４条） ２－２－２－１－３　［略］ ２－２－２－２　［略］ ２－２－３・２－２－４　［略］ ３　匿名加工情報 ３－１　［略］ ３－２　匿名加工情報取扱事業者等の義務 ３－２－１　［略］ ３－２－２　匿名加工情報の適正な加工（法第43条第１項関係） ［略］ ３－２－２－１　［略］ ３－２－２－２　個人識別符号の削除 ［略］ （参考）個人識別符号の概要 　個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「２－２（個人識別符号）」参照）。 ⑴　［略］ ⑵　対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号 ・　旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号等の公的機関が割り振る番号等（政令第１条第２号から第10号まで及び規則第４条） ３－２－２－３～３－２－２－５　［略］ ３－２－３～３－２－６　［略］ ［付録］　［略］	（参考）個人識別符号の概要 　個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「２－２（個人識別符号）」参照）。 ⑴　［同左］ ⑵　対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号 ・　旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号等の公的機関が割り振る番号等（政令第１条第２号から第10号まで、規則第３条及び第４条） ２－２－２－１－３　［同左］ ２－２－２－２　［同左］ ２－２－３・２－２－４　［同左］ ３　匿名加工情報 ３－１　［同左］ ３－２　匿名加工情報取扱事業者等の義務 ３－２－１　［同左］ ３－２－２　匿名加工情報の適正な加工（法第43条第１項関係） ［同左］ ３－２－２－１　［同左］ ３－２－２－２　個人識別符号の削除 ［同左］ （参考）個人識別符号の概要 　個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「２－２（個人識別符号）」参照）。 ⑴　［同左］ ⑵　対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号 ・　旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号等の公的機関が割り振る番号等（政令第１条第２号から第10号まで、規則第３条及び第４条） ３－２－２－３～３－２－２－５　［同左］ ３－２－３～３－２－６　［同左］ ［付録］　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○個人情報保護委員会告示第五号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟